

九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日
九重町告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、子育てのための改修工事を行った住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、子育て世帯の住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「子育て世帯」とは、世帯の構成員に18歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の子どもがいる世帯をいう。

(2) 「子育てのための改修工事」とは、子育て世帯が行う住宅の改修工事で、別表1に掲げる要件を全て満たす工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に居住し、町民税を滞納していない住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げる者とする。

(1) 子育て支援型 子育てのための改修工事を行う住宅の所有者等

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額で千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

事業区分	補助対象経費	補助金の額
(1) 子育て支援型	子育てのための改修工事に要する経費	補助対象経費の2/10以内とする。ただし、1戸あたり30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 世帯員全員分の住民票（世帯分離をしている者等を含む）
- (3) 世帯員全員分の前年の所得額が分かる証明書（高校生以下で所得がないものは除く。）
- (4) 改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面
- (5) 改修工事費の内訳書（見積書）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、年1回限りとする。ただし次年度以降同一箇所は補助対象外とする

(補助金の交付決定通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

また、交付決定通知書により通知する場合、町長は必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更申請)

第7条 申請者は、補助金の決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。町長は、本条の申請があったときは、前条の規定を準用する。

(補助事業の取り止め申請)

第8条 申請者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ取り止め申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 完了報告は、補助事業完了報告書（様式第6号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る工事代金の領収書の写し
- (2) 改修工事の実施箇所の写真（着工前、施行状況及び完了）
- (3) 補助金交付請求書（様式第7号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 町長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、前条の規定による補助金の額の確定後、支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第42号）

この告示は、令和5年度予算にかかる九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金から適用

する。

別表1 子育て支援型

次に掲げる4つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	子育て世帯で、かつ、世帯員全員（三世代同居世帯は、子育て世帯員に限る）の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事
2 住宅要件	九重町内にあり、子育て世帯が居住している住宅で行う工事（既存住宅を購入する場合を含む。） ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。 マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。 昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあつては、耐震・アドバイザー派遣制度を利用すること。
3 工事要件	次の第1号から第11号の一以上を行い、かつ、第15号を満たす工事（第1号から第11号の一以上とあわせて行う第12号、第13号又は第14号を含む。） (1) 子ども部屋等の増築工事 子ども部屋等とは、子ども部屋のほか収納、廊下を含む。（以下「子ども部屋等」という。） (2) 子ども部屋等の間取り変更工事 (3) 子ども部屋等の内装改修工事 (4) 子どものために行う便所改修工事 (5) 子どものために行う浴室、洗面所改修工事 (6) 子ども用の机やベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 (7) ベビーカー用スロープ設置工事 (8) テレワークスペース改修工事 (9) キッズスペース改修工事 (10) 対面キッチン改修工事 (11) その他町長が認める子どものために行う改修工事 (12) 九重町高齢者リフォーム支援事業費補助金交付要綱別表第1に掲げる工事（祖父または祖母が九重町内に居住する場合に限る。） (13) 省エネ改修工事 (14) 宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） (15) 補助対象工事費が10万円以上の工事
4 施工者要件	次の各号の一に該当する施工者が行う工事 (1) 大分県内に本店を有する法人 (2) 大分県内に住民票がある個人

様式第1号（第5条関係）

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
補助金交付申請書

年 月 日

九重町長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

住宅の概要	所在地		
	建築年月	年	月
	規模	階数 () 階建て 延べ床面積 (m ²)	
	用途	住宅以外の用途を、 <input type="checkbox"/> 含む (m ²) <input type="checkbox"/> 含まない	
補助対象工事費(予定)	子育て支援型		円
	合計		円
工事着工予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
施工予定者	会社名	電話 ()	
	所在地		
他の補助事業利用予定	利用の有無 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	補助対象工事費(予定)	
	事業名	円	

(注1) 太線枠内に記入して下さい。□欄は、該当に「レ」を記入して下さい。

(注2) 補助対象工事費欄に予定金額を記入して下さい。

(注3) 施行予定者が個人の場合は、会社名欄に氏名を、所在欄は、住所を記入して下さい。

殿

九重町長 印

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

受付番号・受付年月日	第 号	年 月 日
申請者氏名		
住宅の所在地		
補助事業の種類	補助対象工事費	補助金の額
子育て支援型	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

様式第2号の2（第7条による第6条準用関係）

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で通知した交付決定については、下記のとおりその内容を変更したので、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条の規定により同要綱第6条を準用して通知します。

記

受付番号・受付年月日	第 号	年 月 日
申請者氏名		
住宅の所在地		
補助事業の種類	補助対象工事費	補助金の額
子育て支援型	() 金 円	() 金 円
合 計	() 金 円	() 金 円

(注) 上段の括弧書きが変更前、下段が変更後を示す。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業については、下記の理由により補助金の交付ができませんので、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

受付番号・受付年月日	第 号	年 月 日
申請者氏名		
住宅の所在地		
補助金の交付が出来ない理由		

様式第4号（第7条関係）

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
変更申請書

年 月 日

九重町長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金決定の通知があった補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条の規定により変更申請します。

記

受付番号・受付年月日	第 号	年 月 日
申請者氏名		
住宅の所在地		
変更の内容		
変更の理由		

様式第5号（第8条関係）

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
取り止め申請書

年 月 日

九重町長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金決定の通知があった補助事業を取り止めた
たいので、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のと
おり取り止めに申請します。

記

受付番号・受付年月日	第 号	年 月 日
申請者氏名		
住宅の所在地		
取り止めの理由		

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
完了報告書

年 月 日

九重町長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

下記のとおり工事が完了したので、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

住宅の概要	所在地		
	規模	階数（ ）階建て	延べ床面積（ m ² ）
	用途	住宅以外の用途を、 <input type="checkbox"/> 含む（ m ² ） <input type="checkbox"/> 含まない	
補助対象工事費（実績）	子育て支援型		円
	合 計		円
工事着工日	平成 年 月 日	工事完了日	平成 年 月 日
施 工 者	会 社 名	電 話 （ ）	
	所 在 地		
他の補助事業の利用	利用の有無（ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 ）	補助対象工事費（実績）	
	事業名	円	

（注1）太線枠内に記入して下さい。□欄は、該当に「レ」を記入して下さい。

（注2）補助対象工事費欄に実施金額を記入して下さい。

（注3）施行者が個人の場合は、会社名欄に氏名を、所在欄は、住所を記入して下さい。

様式第7号（第9条関係）

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
補助金交付請求書

年 月 日

九重町長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付交付決定第 号で交付のありました平成 年度九重町子育て世帯
リフォーム支援事業補助金_____円を請求します。

補 助 金 振 込 先	金融機関名	銀行名： 本・支店名：
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

年度 九重町子育て世帯リフォーム支援事業
補助金の額の確定通知書

完了報告のあった平成 年度子育て世帯リフォーム支援事業補助金については、九重町子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

	第 号	平成 年 月 日
	金	円
	金	円